

【建設部関係】

議案第1号 令和6年度伊豆市一般会計補正予算（第9回）

【所管科目】

（補足説明）なし

（質 疑）なし

（討議、討論、採決）後ほど産業部、総合政策部、危機管理課及び総務部所管分と併せて行う。

議案第9号 令和7年度伊豆市水道事業会計予算

（補足説明）なし

（質 疑）

Q 付属説明資料の164ページ、総係費を伺います。9名分の給与と記載されていますけれど、3,270万円。これ令和6年が2,751万円で519万円ほど上がっていますが、上がった理由と、他会計からの負担金下がっていますので、この理由を教えてください。

A 特別会計の予算書93ページをご覧ください。給料の明細書で前年度と本年度の比較の一覧表となっております。上段の総括で人数。こちらの特別職というのは、審議会の委員のことです。一般職の9名が、上下水道課で上水道の業務に従事している職員の給与です。その右側の給与費、給料の欄の比較が、その差額519万円となっております。表の下段2番の給料及び手当等の増減額の明細、こちらを見ていただきますと、給与増減分の説明としまして、職員の構成による増で、総務課で、そのまま元職員が昇給した想定で予算をシミュレーションしていますので、例えば主任、主幹の構成が変わったときに、階級が上がるなどした際に、増加があるということになります。

Q 職員の異動というのがなくて、上下水道課にいて、キャリアを積んで給料が上がってくということでしょうか。

A 予算の作成時期が秋口から始まります。まだその時点では、来年度の職員構成が分かりません。現在の職員がそのまま在籍した場合のシミュレーションに基づいて、給与は計算させていただいております。したがって、6月定例会で人事に関する補正予算が提出されると思います。このときに、実際、令和7年度の職員に当てはめた給与に補正をするという流れになります。

Q 他会計からの負担金が少し減少していますが、それはどういうことなのでしょうか。

A 他会計からの負担金に関しましては、他の会計で下水道、一般会計からも負担金をいただいております。例えば、一般会計からですと、消火栓の移設等に関わる費用、地区要望など

を受けてとなりますので、年度によって改修する基数の増減があります。それ以外ですと、例えば下水道からの負担金で、こちらは上下水道料金で処理をしております。その下水道に直接関わる部分の負担金を、上水道で一括して業者をお願いしておりますので、その分の負担をいただいております。

それ以外に、一般会計、今は上水と簡水と一緒にしておりますけれど、簡易水道分の起債の償還の負担もいただいております。年度によって多少増減が発生します。

Q 付属説明資料 169 ページ。配水整備の改良費が記載されていますけれど、総額で前年度と比べると、7,8 千万円増額になっています。よく市長がいうように、1 キロか 1.5 キロくらいしか改修できない中で、総延長距離やあるいは、工事代が人件費等の高騰等で、増額になっているのかと思ったのですが、それについて説明願います。

A 工事の関係は、老朽管の布設替で、番号でいいますと、1 番から 11 番がそれに該当します。こちらは、旧 4 町が合併し、それぞれの地区に老朽管がありますので、地域のバランスを考えながらやっていかなければなりません。約 5,000 万円から 6,000 万円ぐらいは増額をしておりますが、物価の高騰や人件費等も上がり、同じ金額で工事延長が伸びない現状がございます。

その一方で、それに対応する職員も、この金額で今の人数では厳しい。これ以上は職員での対応がし切れないのではないかと思います。老朽管や施設の更新は早急に進めていかなければなりません、財政的、人材的にこのあたりが限界ではないかと思っております。

1 番から 11 番を足しますと、約 1.1 キロメートル程度になります。

Q 水道屋もなかなか人がいなくて、仮に潤沢な予算があっても、これより頑張っても仕事ができないといわれたことがあるものですから、大体 1 キロぐらいということで、水道ビジョンにはいろいろあるでしょうから、またその辺は確認させていただきます。

(委員外議員) あり

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数。原案可決。

議案第 10 号 令和 7 年度伊豆市下水道事業会計予算

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 付属説明資料の 173 ページ。受託工事費で白坂橋関係伊豆の国市分で、3,800 万円。流域下水の工事かと思いますが、説明をお願いします。

それから同じく、総係費で、令和 6 年度から比べて 900 万円ぐらい増額しています。温泉事業がなくなるとその分の事務費というのは減ってくると思っていたものですから、その辺を含めて、予算の説明を伺いたいと思います。

A まず 1 点目の受託工事費ですが、白坂橋、牧之郷側のセブンイレブンを過ぎた伊豆市と伊豆の国市の境にかかる橋になります。こちらは、県で橋の架け替えを予定しております。一部地形的な関係があり、現在下水道管が橋を渡っていて、伊豆の国市側が上り坂になっています。その伊豆の国市側の下水が、一度伊豆市側へ流れて、伊豆市側にある沖の原ポンプ場からポンプ圧送で、あらためて伊豆の国市側に送っており、現在でも 2 本下水道管が移転されております。今回の架け替えに当たりまして、仮橋を設置して現在の位置に新たな橋をかける計画と伺っております。それに伴いまして、伊豆市の管も取りあえず移設し、その後に本設になるかと思えます。工事に当たりまして、それぞれ伊豆市、伊豆の国市で行うよりも、1 本の工事ですので、伊豆市側でまとめて発注させていただきます。県も、たまたま境が、修善寺支所と沼津土木事務所が分かれてしましますが、今回の架け替えに関しては、修善寺支所が行うとのことですから、県との連携も含めて、伊豆市がまとめてやるほうが合理的ということで、この受託工事費は伊豆の国市からいただくことになっております。なお伊豆市分は、そのまま伊豆市の資産となりまして、付属説明資料の 172 ページです。白坂橋の残り伊豆市分、3,300 万円を計上していきまして、合わせて事業費としては 7,100 万円を予定しております。

総係費ですけど、まず人件費になります。給料は、後ほど予算書を見ていただければよろしいかと思いますけれど、400 万円ほど増額しております。こちら、先ほど説明したとおりです。

それ以外委託料は、料金改定について、下水道も検討をしていくということで、こちらに約 1,500 万円計上をしております。システム改修ということで、流域下水道へ加殿の農集排をつないだことによりまして、料金徴収などのシステム改修は、金額的には 42 万円ほどですが、それが委託料に入っております。これらのことで、費用が増額になっております。

あと、費用的に温泉の事務と下水道の事務を一緒に扱うことはできませんので、こちらはあくまでも下水道事業に係るところです。

Q 付属説明資料 177 ページ。流域下水道建設負担金とあり、これも増額しています。流域下

水道は、管が、伊豆市内に流れている物より大きいと思いますけれど、下水の事故もありましたので、流域下水道の状態も含めて伺います。この負担金がよく分からないのですが。流域下水道に入るところが、加殿やこの辺が増えるじゃないですか。その辺も影響しているのか、確認をします。

A 流域下水道の負担金は、あくまでも流域下水道の処理場の施設の維持管理にかかる、工事費の負担金となります。

それ以外に、173 ページの流域下水道費。こちらは伊豆市から流した汚水の処理にかかる費用が2億3,000万円ほどになりますが、こちらが処理にかかる費用で、ご質問があった部分が処理場の改修改良工事に関わる負担となっています。現在は、耐震化と耐水化で、どうしても地形的に低い場所で浸水の恐れがあるので、例えば耐水性のあるドアにしたり、窓を高い位置に買えたりなどの工事をしております。それから、基本的な維持管理、計画的な更新工事にかかる負担となっております。

管路については、一番流域の中で大きいところで約1.8メートルと伺っております。伊豆市に関しましては、一番大きいところで900ミリが流域の最大の口径となっております。場所的には、狩野川公園の反対側のセブンイレブンの裏のあたりになりますけれど、その辺り狩野川の下を渡っていて、そこから百笑いのある旧道を抜けまして、修善寺の温泉場まで行っております。900ミリに関しましては、ちょうど狩野川の境から熊坂のインターのあたりまで、約400メートルほどです。そのあとはだんだん小さくなりまして、700ミリ600ミリ、ということで大体600ミリの大きさで、修善寺のあたりまで行っております。

Q 流域の関係で、あくまでも処理場の工事費の負担金とのことで、その使用料に関して、加殿などの地区が増えてきます。流す量が増えるということは、負担金も上がります。その辺の説明もお願いできますか。

A 流域へ流す量が増える一方ですけれども、人口の減少もございます。その辺りも踏まえ、流域の関係する市町で今後10年間の量をシミュレーションするうえで負担金が決まっております。今回も、1立方当たり88円で、令和7年から5年はその金額で、5年後にまた見直しをすることで、10年計画はしております。

Q 加殿から流すことになっても、料金は変わらないとの考え方でよろしいですか。

A はい。

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数。原案可決。

議案第 21 号 伊豆市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び伊豆市農業 集落排水処理施設条例の一部改正について
--

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 提案理由として農業集落排水区域、田代、加殿、日向等ですが、ここを流域に接続することの条例改正ですけれど、加殿の農業集落排水の施設は今後どうなるのか、もう使わないようにするのか解体するのか、その辺を教えてください。

A 加殿農業集落排水の施設ですけど、まずそこからポンプアップをして圧送かけて遠藤橋を経由して、本立野側にあります流域下水道管に接続します。地形的に下水は上から下へ流れますので、基本的に現状どおり、加殿の農業集落排水施設へ集まることになります。したがって、そこに新たにマンホールポンプを設置して、そこから遠藤橋を経由して送り出すことになります、ホールポンプが残ることとなります。

それ以外に現状の施設ですが、まだ解体など今後の予定は決まっていますが、いろいろな意味で伊豆市の中心的位置にもありますので、いろいろな資材などの置場としての活用も検討できるのではないかと考えております。

Q 一度そこに集めてポンプアップするというのは分かりましたが、今まではそこで汚水処理をして川に流していました。それは、もうやらないということでしょうか。

A はい、そのとおりです。

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数。原案可決。

議案第 22 号 修善寺町特定環境保全公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部 改正について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員間討議) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第 23 号 伊豆市温泉事業条例等の廃止について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 温泉条例に該当する地域は土肥だけだと思うけれど、間違いありませんか。

A はい。土肥地区になります。

Q 温泉事業の運営を株式会社土肥温泉 PFI ソリューションズ、こちらになるために、3 条例を廃止するという事で、温泉審議会があると思いますが、これは利用者の意見などを吸い上げたりする協議会かと思っているのですが。このようなものがなくなることによって、伊豆市が住民の意見などを聞いたりする場がなくなってしまう気がするのですけれど。どのように考えていますか。

A この 3 条例は、ひとつ目、温泉事業条例。これが公営企業として温泉を運営するための条例。二つ目の伊豆市営温泉使用条例。これが、温泉事業の運営管理に関わる必要な事項を定めている条例。三つ目の土肥地区温泉事業運営協議会条例。これが、温泉事業の運営管理に関する重要な事項に関して、調査審議する機関となっております。今回は、運営を民間会社に委託することになり、市にこの権限もなくなりますので、廃止をさせていただくことになります。

今後は、主に利用者という切り口になろうかと思えますけども、そちらの意見などは、運営会社との契約に基づきまして、モニタリングを定期的にさせてもらいまして、意見交換をして適正な運営に努めてもらうようにしてまいります。

Q 伊豆市も関わりを持っていくという考え方でよろしいですね。

A そのとおりです。あくまでも資産は伊豆市のものになっておりますので、その資産の適正運営や、考え方では引き続き、市が関わりを持っていかねばならないと考えております。

(委員間討議) なし

(討 論) あり

(採 決) 挙手多数。原案可決。

議案第 24 号 伊豆市土肥温泉事業基金条例の制定について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 根本的に分からないので教えていただきたいのですが、基金条例を制定するという事で、理由は土肥温泉事業の企業会計を廃止して、その保留金の扱いだと思います。一般会計でも出ていて、石綿管の布設替えなどに充てるためのものだということですが、今ある預金、定期も含めた金額がどうなっているのか、基金になるのか、あるいは一般会計に入れるのか、そこが分からないものですから、教えてください。

A 今年度3月31日までで温泉の会計を閉める準備を現在進めていますけれど、現金の扱いを今後どうするか。この現金は、温泉の利用者からの利益の積立てになっておりますので、一般会計にそのまま入れてしまうのはおかしいということで、基金の設置をさせていただくことになっております。

ちなみに2月末現在の現金残高は、5億1,000万円ほどございます。今後、年度末に向かって支払い、それから3月分の温泉料金入りますので、概ね5億1,000万円ほどの基金の積立てが今後できるのではないかと思います。そのために、条例の設置をさせていただきます。

その一方で石綿管のお話が出ましたが、市の資産を運用してもらうことになりますが、上下水道ともに石綿管が非常に老朽化していてリスクになるので、本来であればそのリスクをなくした上で事業運営をしていただければいいのですが、それを待っていては、なかなか民間への委託も進まないで、そちらについても民間で行っていただきますが、それにかかった分だけの費用は、負担金としてこの積立てから出します。

また、運営権対価で、この運営に関わる権利の使用料として、お金をいただくことも今後あります。そのお金については、逆にはこちらへ積立てていき、将来的には今の金額よりも基金としては増えていくようになればと考えています。現在、工事費が値上がりしているの、その辺のバランスもありますから、30年という長期の間ではなかなか難しいと思いますが、基本的にこの5億円は維持していけるのではないかと想定しております。

Q 流れは分かりました。石綿管以外にも大規模災害等で管路に損傷があった場合は、この基金から工事費を負担するという事でよろしいですか。

A 基本的に今回のコンセッション方式では、全て受けた側で修理、修繕等を行ってまいります。ただ、そもそも市の所有権として持っている源泉が出なくなってしまう場合には、それを元手に運営していくわけですので、それができない場合は、改めて協議をさせていただくのと同時に、場合によっては、その基金から対応をしていくことは想定されます。

(委員外議員) あり

(委員間討議) なし

(討 論) あり

(採 決) 挙手多数。原案可決。

議案第 25 号 伊豆市水道事業の布設工事及び布設工事監督者の資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 資格要件が半分になるということで、経験不足等で安全面の担保はどのように考えているのでしょうか。

A 今まで給水人口 5 万人というくくりはありませんでしたが、今回の規定ですと、伊豆市の場合が約給水人口が 3 万人弱ということで、この適用を受けることができます。ただこのような小さい事業体は、逆にいうと、施設が小さいから市職員が全てを見回らなければならなりません。大きいところだと、それぞれ専門ということで、ごく一部の維持管理しかやることがないところもございます。国としてもそのようなことを考えて、小さい事業体のほうがオールマイティにいろんなことを知っているから、その部分は問題がないのではないかなというようなことも踏まえた上で、規定が緩和されているところです。一番の根底にある部分は、今後の技術者不足もあろうかと思えますけれども、ここで半分にしても問題はないと考えております。

Q 国の基準 5 万人以下の対象になって、オールマイティな職員がいることで適用されるということですが。職員の異動があります。上下水道課だけは固定というわけにもいかないと思うので、その辺は、担当課としてはどう考えていますか。

A 人事に関しましては、総務部で所管しております。ただ専門性が高いです。一般会計と違って企業会計の運用をしております。職員の人材、これを人件費コストとして見るのか、または人の財産として将来的な投資と見るのかによって、大きく変わってくるのではないかと、個人的には感じております。

(委員間討議) なし

(討 論) あり

(採 決) 挙手多数。原案可決。

【産業部関係】

議案第1号 令和6年度伊豆市一般会計補正予算（第9回）	【所管科目】
-----------------------------	--------

（補足説明）なし

（質 疑）なし

（委員外議員）なし

（討議、討論、採決）後ほど産業部、総合政策部、危機管理課及び総務部所管分と併せて行う。

【総合政策部関係】

議案第1号 令和6年度伊豆市一般会計補正予算（第9回）	【所管科目】
-----------------------------	--------

（補足説明）なし

（質 疑）なし

（委員外議員）なし

（討議、討論、採決）後ほど建設部、産業部、危機管理課及び総務部所管分と併せて行う。

議案第27号 筏場辺地総合整備計画の変更について

（補足説明）なし

（質 疑）

Q この計画は、本来は地域活性化でいろいろなメニューがあつて、その一部に道路改良があると理解していて、今回はその道路の改良だけということですが、本来の辺地総合計画というのは、その地域のたまり場をつくろうとか、いろいろな環境整備も含めた総合計画というのはあるのですか。筏場にというわけではなくて。

A こちらの辺地総合整備計画につきましては、道路改良以外のメニューは特にございません。

Q 辺地総合整備計画は、道路改良以外には本来メニューはないのですか。辺地総合計画の道路のことだけしか、やってはいけない計画なんですか。

A こちらは様々なメニューはありますが、筏場については、改良工事をやっていく計画になります。

Q だからその確認をしていたのですが、何か答弁が道路しかないようなことをいつていたものですから、その確認で、私が聞いたのは観光トイレみたいなことも本来メニューで検討し

なかったのかという質問をして、そもそも筏場地区をどうしようということではなくて、道路をやるために、財源としてこの辺地の計画を使ったのか。そして、その前にもそれを使っていたわけですね。それがただ延長になったわけですね。それで私は当時のことについても何か1回過去にあって、地元の理解が得られなくて取下げたというような理解をしていたものですから。この機会だからそういったメニューにも入らなかったのかなと思い質問して、皆さんの答弁が道路だけですとのことで、この予算上はそうなんですけども、メニューが、他にもやることは可能であったけどそれは今回はなかった、あるいは検討もしなかったという答えがあればよかったんですが、道路しか計画にないような、辺地計画の道路計画のみのような答弁だったもので。改めて確認させてもらってるのですが。答弁はけっこうです。

Q この計画のボリューム、道路だけとっていますが、金額をあまり要求していないもので、これで終わるのか。今年の予算だけか。それともまだ続くのか。

A こちらは令和2年度から始めています。今回、令和11年度まで延長するという事で10年間の事業費としては今のところ5億2,125万円を予定しております。

Q 5億だったらあと残り何億やるのか。道路だけだったら一体、道路工事どのぐらい持つてするのか、後でもいいわかんなかったら。

A あと5年で年間事業費約5,000万円を投じてやっていく事業で、あと5年間ですので、2億5,000万円の事業費を計画しております。事業内容といたしましては、今、筏場線の筏場側の山側の拡幅をやっているというところで、今後は川側の拡幅をやって幅員が5.5メートルの幅員を確保する道路をつくるという計画であります。

Q 辺地に、あるいはこの118点とはどの程度の辺地なのか、過去に大平柿木の道路もこれでやったような計画がありますけれど。何かそのとき覚えたのですが、中心地から何キロ以上離れて、それと伊豆市にはこの計画をやろうとどのぐらい主だった集落があるのか。参考までに教えてもらえば幸いです。

A 辺地の要件といたしましては、人口要件がございます。それには地域の中心を含む、5キロ平米以内の面積の中に50人以上の人口を有することが、人口要件となっております。それと、辺地度の点につきましては地域の中心から駅、停留所、小学校、中学校、医療機関、郵便局、市役所までの距離などで、そこで算定された点数が100点以上、が辺地の要件となってきます。筏場につきましては、その点数が118点という点数ですので、辺地要件を満たしていることになります。

Q 伊豆市でやろうとした場合、どんな集落、主だったところが対象になるという情報はつかんでいますか。

A 筏場もこの計画を立てたときは辺地の対象になっておりましたが、その後、市が全域過疎になったので、点数がマイナスになっています。今だと、辺地の該当にならないという状況になっておりまして、なかなか辺地要件に当てはまることが難しい状況です。辺地と過疎というのが、市内には混在というか、過疎は全域過疎で、辺地は指定して計画を立てれば辺地になりますが、今は全域が過疎なものですから、過疎計画の中で、過疎債を使うことと同じような財政措置がありますので、そちらを使っていきたいと思っています。ただ、過疎債は枠が多くないものですから、その辺はうまくやっていかないと、ちょっと活用は難しいとも考えております。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数。原案可決。

【危機管理課関係】

議案第 1 号 令和 6 年度伊豆市一般会計補正予算 (第 9 回)	【所管科目】
------------------------------------	--------

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討議、討論、採決) 後ほど建設部、産業部、総合政策部及び総務部所管分と併せて行う。

議案第 26 号 伊豆市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 条例改正で全員の退職金上がるんですか、それとも、役職によってということになるのか。どのぐらい対象になるのかっていうのを確認させてください。

A 今回の改正につきましては、これまで 30 年以上の団員また役員の枠がございませんでしたので、そこを新たに設置したということになります。また、団長とか役員、そういったと

ころで若干の退職金の額が変更となって増額となっています。今のところ 30 年以上はいません。

Q 消防団も長く勤める人も多くなってるし、そういう枠をつくるっていうことで考えれば。

A 伊豆市では先ほど言ったとおりいないんですが、全国的に見ると 30 年以上という消防団が発生したので、今回法律に基づき条例のほうも変更するということになります。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第 34 号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

【総務部関係】

議案第 1 号 令和 6 年度伊豆市一般会計補正予算（第 9 回）	【所管科目】
-----------------------------------	--------

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数。原案可決。

議案第 5 号 令和 7 年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算

(補足説明) なし

(質 疑)

Q 付属説明資料の 132 ページ、財産管理について教えてください。

マルサン薬局の駐車場代で 10 台分の計上がありますが、伊豆市が借りているところもありますね。それは、伊豆市の土地だけど伊豆市が使うことによって、各課がお金を払うのかどうかを確認させてください。それから、土地の売払い収入があり、建設部へ売払いとありますが、建設部がどのような目的でそこを購入するのか。

A 売払い収入から説明させていただきます。こちらは、公共用地取得事業特別会計で保有します財産のうち、日向公園として整備している面積の一部、約 300 平米の土地を一般会計に売り払うため、特別会計の歳入として見込んでおります。

A マルサン薬局の駐車場は、普通財産として扱っておりまして観光商工課、社会福祉課が使用しておりますけれども、要領に基づきまして無償での貸付けとなっており、料金は徴収しておりません。

Q 10 何台あるスペースの中で 10 台分をということによろしいですか。それから、横瀬の場所は何に使うのでしょうか。

A 売払いの内容は、平成 10 年に湯川橋交差点改良工事のために先行取得した土地の一部です。平成 26 年に同工事が施行された際に、大半の土地を市の一般会計に道路用地として売払いしておりますが、その際、本来、一緒に売払いするのが適当だった土地につきまして、この度、道路用地として存在するということが判明したものですから、一般会計に売払う措置の計上でございます。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数。原案可決。

議案第 18 号 伊豆市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
--

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

議案第 19 号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) あり

(採 決) 挙手多数。原案可決。